

熱中症予防を理由とした

施設利用キャンセルに伴う施設使用料の還付について

◆適用期間◆

令和8年4月22日(水)から令和8年10月21日(水)まで(予定)

◆対象気象条件◆

- ・環境省「熱中症予防情報サイト」の熱中症警戒アラート発令時
- ・暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合(辻堂観測地点【通常】を基準とする。)
- ・光化学スモッグ注意報発令時

上記をご確認の上、事前に発令等されている場合は専用使用区分時間の開始前(ご利用時間前)までにご利用予定の各施設にお申し出いただければ100%還付いたします。

(公財)茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団



ちがさき、夢中になろう